

受付日	令和3年7月14日
件名	国民健康保険料について
担当部課等	市民部 国民健康保険課 保険税係
ご意見要旨	<p>1箇所での年収で、国民健康保険料を決めるなら、納得します。しかし、複数で仕事をしている方に対して、理不尽です。なぜなら、複数で仕事をしている方たちは、税金や保険料を抑えるために働いているのに、なぜ税金や保険料をたくさんとるのですか？複数で仕事をしている方たちに対して、死になさいって言っているものです。</p> <p>税金や保険料の見直しを要求します。</p> <p>見直しがないなら、税金や保険料を払いません。</p> <p>また、熱中症になったり、病気になったら、市役所が責任を持てますか？</p> <p>借金してまで払ってことになり、住んでいる場所も全市民が住めなくなります。</p> <p>市長、関係者の方々、検討をお願いします。</p> <p>（原文ママ）</p>
市の回答	<p>日頃より、国民健康保険事業にご理解賜りありがとうございます。</p> <p>貴殿よりご指摘のありました課税の方法について、国民健康保険税の所得割額は、前年の総所得等をもとに計算します。（例：令和3年度は、令和2年1月1日から令和2年12月31日までの総所得等をもとに計算します。）</p> <p>また、税率の設定（課税の見直し）について税の公平負担の原則を考慮した上で、低所得者層の負担に配慮しながら、慎重に検討をする必要があると考えておりますが、市国保財政の現状では難しい部分もありますので、分割納付相談等の猶予制度、保険税の減額または免除に係る減免制度などの緩和措置を行うことで対応しているところであります。</p> <p>「特別な事情により納付が困難」であると認められた場合、各種緩和措置を活用することもできますので、困っている時こそ是非ご相談ください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>※開庁時間：8:30～17:15</p> <p>※夜間相談窓口：第2、4木曜 17:30～20:00（感染症拡大防止の観点から中止する場合がありますので、事前にお問い合わせください）</p> </div> <p>貴重なご意見ありがとうございました。</p>

令和3年 7月 20日

名護市長 渡具知 武豊

